



「第3期教育振興基本計画に 向けた意見」

2017年6月20日

一般社団法人 日本経済団体連合会

＜目 次＞

はじめに 一産業界の求める素質・能力の再確認	1
1. 第2期計画の課題と第3期計画への改善点	2
(1) 成果目標と成果指標を繋ぐロジック・モデル	
(2) 進捗を客観的に評価できる基準の設定と好事例の収集	
(3) 地方自治体による「教育振興基本計画」策定内容の把握	
2. 第3期計画で重視すべき課題	
基本的な考え方：Ⅱ－1に対する意見	5
(1) 形式だけではない実質的なアクティブ・ラーニング（AL）の推進	
(2) 英語教育の拡充による英語能力の向上	
(3) 高等教育・大学教育改革	
基本的な考え方：Ⅱ－2に対する意見	8
(1) 双方向の留学生交流の推進	
(2) 生徒の個性や特徴を活かす教育：国際バカロレア（IB）教育やス ーパーグローバルハイスクール（SGH）の推進	
(3) 文理融合型教育による高度人材の育成	
基本的な考え方：Ⅱ－3に対する意見	13
(1) 生涯学習の推進	
基本的な考え方：Ⅱ－5に対する意見	13
(1) ICT環境の整備と情報活用能力の育成	
(2) 「新しい教育課題」に対応できる教員の養成・確保	
① 優秀な人材の確保	
② 新しい教育課題に対応できる教員養成のための諸改革	
3. 教育投資の必要性	
基本的な考え方：Ⅱ－4、Ⅲに対する意見	17
(1) 教育格差の現状と格差への対応（教育のセーフティネットの整備）	
(2) 教育投資の拡充の必要性	
(3) 財源確保に向けた考え方	
終わりに	23

【別添資料集～水平展開のための教育の好事例（Good Practice）～】

<はじめに>

—産業界の求める素質・能力の再確認—

急速に進展する IoT (Internet of Things) やビッグデータ、人工知能などをはじめとする技術革新や、経済活動の一層のグローバル化などにより、2030 年代以降、わが国の産業・社会構造や雇用環境、また就学・就業構造は劇的に変化すると予想されている。

経団連が累次にわたる提言¹で指摘してきたように、こうした激動の時代にあって、産業界が求めているのは、変化に対応しつつ、グローバルにリーダーシップを発揮し、イノベーションを起こして新たな価値を創造できる人材である。求められるのは、自らの問題意識に基づき課題を設定し、他者に正解を求めず、主体的に解を作り出す能力、自らの意見を対外的に発信する力、外国語によるコミュニケーション能力、文理の枠を越えた幅広い知識と教養（リベラルアーツ）、多様性を尊重し社会・文化的背景の異なる人々と協働する力、そして情報を取捨選択し課題解決のために使いこなす情報活用能力などである。

もとより、これらの素質や能力をすべて身に付けることは容易ではない。第 2 期教育振興基本計画で打ち出されたように【図表 1】、「自立」した個人が個性や得意分野の能力を見極め、多様性を尊重し、他者と「協働」しながら新たな価値を「創造」していくことも重要である。その上で、企業としてもさまざまな個性や能力をもった人材を受け入れ（ダイバーシティ）、多様な個性や能力を発揮しながらビジョンやミッションに参画（インクルージョン）するようマネジメントしていくことは、重要な役割のひとつといえる。こうした「ダイバーシティ&インクルージョン」の推進は、企業が持続的に成長するための源泉ともなろう。

現在、中央教育審議会（中教審）では、文部科学大臣の諮問を受け、「教育振興基本計画部会」において、国際的な教育政策の動向や 2030 年以降の経済社会の変化を踏まえながら、2018 年度から実施される「第 3 期教育振興基本計画」の策定を進めている。

¹ 「国立大学改革に関する考え方」（2015 年 9 月 9 日）、「今後の教育改革に関する基本的考え方—第 3 期教育振興基本計画の策定に向けて—」（2016 年 4 月 9 日）等

中教審において本年夏に予定されている第3期計画の「審議経過報告」のとりまとめに先立ち、経団連として、産業界の求める人材育成の観点から、同計画に向けた意見を述べる。

図表1：中教審における教育振興基本計画の実施スケジュールとコンセプト

	実施スケジュール	コンセプト
第2期 計画	2013年6月閣議決定 <u>2013年度～2017年度実施</u>	一人ひとりの「自立」した個人が多様な個性・能力を活かし、他者と「協働」しながら価値を「創造」する生涯学習社会
第3期 計画	2016年6月大臣諮問 2017年12月答申（予定） <u>2018年度～2022年度実施予定</u>	第2期計画の理念を引き継ぎつつ、2期計画の進捗状況を踏まえた課題や2030年以降の社会の変化を見据えた課題等へ対応していくための計画

1. 第2期計画の課題と第3期計画への改善点

(1) 成果目標と成果指標を繋ぐロジック・モデル

昨年の提言²で指摘した通り、第2期計画では、育成したい素質・能力（「成果目標」と「成果指標」との関係がわかりにくい。中教審・教育振興基本計画部会では第2期計画内でも成果目標と基本施策、また具体的活動などの関係を明確にするロジック・モデルに関する委託調査を実施・公表している³が、成果目標の数が多くすぎるうえ、因果関係が不明確なこともあります、後付け感は否めない。

第3期計画では、計画の策定段階からロジック・モデルを検討していることは評価できるが、「成果目標」「成果指標」とともに、重視しなければならない項目を厳選し、現実的にP D C Aサイクルを回せるロジック・モデルを作成する必要がある。

² 2016年4月9日提言

³ 第8期教育振興基本計画部会 第3回（2016年3月）

(2) 進捗を客観的に評価できる基準の設定と好事例の収集

第2期計画の成果指標の達成見込みに関する進捗状況は、教育振興基本計画部会において、概要が毎年公表されている。詳細な分析をしていることは評価できるが、「第2期計画及びその点検結果を踏まえ、明確化かつ精選した指標を設定するべき」と記載されている第3期計画策定に関する文部科学大臣の諮詢を踏まえると、成果指標に関する取り組みの推移（増加、低下、横ばい）を示しているに過ぎないものが多く、成果指標の達成状況について評価した上で、P D C Aサイクルを回せる基準とはなっていない。

第2期計画の成果指標には、達成目標として「トップレベル」「増加」「減少」「改善」など文言が多用されている【図表2】が、具体的に評価できない基準は成果指標としてはふさわしくない。

第3期計画では、成果指標には客観的に評価しうる基準を設定し、計画期間内の目標達成および次期計画への適切な反映に向けて、年次毎に、成果指標の達成状況や工程管理、達成のために求められる具体的施策、その実施に責任を持つ組織を明示すべきである。

図表2：第2期教育振興基本計画の成果指標の事例

【確かな学力】

成果指標①国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする

【豊かな心】

成果指標②いじめ、不登校、高校中退の状況改善

【課題探求力の修得】

成果指標①各大学における学修時間の実質的な増加

【社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成】

成果指標②就職ミスマッチなどによる若者の雇用状況改善に向けた取り組みの増加

【社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成】

成果指標⑥大学の国際的評価の向上

【学びのセーフティネットの構築】

成果指標①幼稚園等の就園率の増加

また教育政策の中には定量的に効果を計りにくいものもあるため、政府は、各教育機関が第2期計画への取り組みを評価する際に参考にできるよう、地方自治体・教育委員会や学校現場から第2期計画における具体的施策の好事例を広く集め、全国に共有・横展開すべきである。併せて、諸外国の先進事例などを参考にすることも効果的である【各分野の好事例については別添資料集を参照】。

(3) 地方自治体による「教育振興基本計画」策定内容の把握

教育基本法では、教育振興基本計画にのっとり、その施策を全国的に実施するため、全国の地方公共団体（教育委員会）に対し、政府の教育振興基本計画に基づき、それぞれの「教育振興基本計画」を策定し実施するよう求めている（努力義務）⁴。政府は、各地方自治体における「教育振興基本計画」の策定内容や実施状況を把握し、P D C Aサイクルが回せるような具体的達成目標（数値目標など）を盛り込んだ計画にするよう、働きかけるべきである。

2. 第3期計画で重視すべき課題

本年1月に教育振興基本計画部会で取りまとめられた「第3期教育振興基本計画策定に向けた基本的な考え方」では、「II. 今後の教育政策に関する基本的な方針」〔図表3〕において、教育における基礎・基本の徹底の重要性や高度人材の育成、また教育のセーフティネットの構築などを打ち出しており、評価できる。

図表3：第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方

- I. 教育をめぐる現状と課題
- II. 今後の教育政策に関する基本的な方針
 - 1 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成
 - 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成
 - 主体的・対話的で深い学びの推進 など
 - 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成
 - 多様な個性や能力の伸長（グローバル人材、イノベーション人材、スポーツ人材などの育成）など
 - 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
 - 社会人や高齢者の学び直しの推進
 - 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築
 - 幼児教育の段階的無償化の推進
 - 不登校児童生徒の教育機会の確保 など
 - 5 教育政策推進のための基盤を整備
 - 教職員指導体制・指導環境の整備
 - I C T環境整備、学校施設の耐震化・老朽化対策 など
- III. 国民・社会の理解が得られる教育投資の拡充・教育財源の確保

4 教育基本法 17条第2項

その上で、第3期計画の主要課題は「2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策のあり方」を検討することであることから、グローバルに活躍する人材やイノベーションを起こし新たな価値を創造する人材を育成する上で、産業界が重点的に取り組むべきと考えるものを以下に指摘する。

その際、日本語を正しく読み、書く能力や日本の文化・歴史への深い理解など、日本人としてのアイデンティティをしっかりと身につけさせる視点も忘れてはならない。

基本的な考え方：Ⅱ－1に対する意見

(1) 形式だけではない、実質的なアクティブ・ラーニング（AL）の推進

これから時代に求められる、正解のない課題に対し主体的に答えを作り出す力や、他者に働きかけ、協働しながら、自らの考えを深めて学習する力、自分の考えを対外的に発信する力などを育成する上で、アクティブ・ラーニング（以下AL）が効果的である。ALは、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善の視点であり、全国の教育現場においてその視点の共有が重要である。

一部にALと基礎・基本の学習（漢字ドリルや算数の反復練習など）の両立を懸念する意見もあるが、両者は二律背反するものではない。ALを用いることにより基礎・基本の学習はより効果的に行うことができ、また基礎・基本の知識が豊富であればあるほど、ALによる学習は深まる。こうした効果的な授業デザインを学校現場で広く横展開し、共有することが必要である⁵。

改訂学習指導要領に基づき2020年から順次、小学校段階からALによる学習や指導が実施されるが、政府は、ALによる教育改革の狙いを平易な言葉で教員や保護者に発信し、納得・理解を求め、その実施を支援することが重要である。また高校教育でのALが大学入試対策のために形骸化しないよう、大学入試を生徒の思考力、判断力や表現力を問う内容に改革していくとともに、高大接続の観点から、大学のカリキュラム改革を進めることも重要である。

更に、プログラミング教育も含め、ICTを活用したALの視点から教育カリキュラムや指導法の改善、学校現場への支援については、「未来の学びコン

⁵ 基礎・基本の学習とALの融合事例【別添1】

ソーシアム」⁶をはじめとする官民が連携したプラットフォームで取り組むことが重要である。

(2) 英語教育の拡充による英語能力の向上

第2期計画で示された生徒、教員それぞれの英語能力の成果指標⁷に対して、2016年3月の時点での進捗状況【図表4】はともに思わしくなく、2018年3月までの達成は見込めない。

アジア経済危機等を背景に英語教育改革に着手した他のアジア諸国⁸と比べて、日本の英語教育改革への取り組みは大きく遅れをとってきた⁹。教育再生実行会議の提言や有識者会議¹⁰の報告等を受け、2020年度から英語教育の開始時期が小学校3年生へ前倒しされるほか、改訂学習指導要領に沿って政府が英語教育改革への取り組みを本格化していることは評価される。今後は、国・地方自治体ごとの明確な目標と実現計画の設定（P）、学校における英語指導体制の充実、教員研修、外部人材の活用、ＩＣＴ教材を含む教科書・教材の改善（D）、全国学力・学習状況調査における定期的な英語力調査の実施（C）、課題に係わる取り組みの重点化と目標の見直し（A）など、年次毎にP D C Aサイクルを回し、目標の達成状況を把握しながら、児童・生徒の英語力の着実な向上を目指すべきである。

⁶ 「未来の学びコンソーシアム」【別添2】

⁷ 学習指導要領に基づき達成される英語力の目標（中学校卒業段階：英検3級以上、高等学校卒業段階：英検準2級程度～2級程度以上）を達成した中高生の割合50%、英語教員に求められる英語力の目標（英検準1級、TOEFL iBT 80点、TOEIC 730点程度以上）を達成した英語教員の割合（中学校50%、高等学校：75%）

⁸ 韓国の英語教育改革【別添3】

⁹ 日本人の平均TOEFL iBTスコアは上昇しているが、その伸長は緩やか（直近10年で65点から71点）。アジア諸国の中では特に韓国の伸びが高い（同期間で72点から83点）。

（出典）TOEFL Test and Score Date Summary

¹⁰ 「英語教育の在り方に関する有識者会議」

図表4

テーマ	第2期計画の成果指標 (抜粋)	推移・達成見込み (2016年12月)	第3期計画に向 けた文部科学省 の現在の考え方
英語能力 強化	<p>生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学卒業段階で英検3級(CEER¹¹:A1上位)以上 50% ・高校卒業段階で英検準2級～2級程度(CEFR:A2～B1)以上 50% <p>教員:英検準1級(CEFR:B2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校教員 50% ・高校教員 75% 	<p>生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学: 31.2% (2012年度) → 36.1% ・高校: 31.0% (2012年度) → 36.4% <p style="text-align: center;">達成は難しい</p> <p>教員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学教員: 27.7% (2012年度) → 32.0% ・高校教員: 52.3% (2012年度) → 62.2% <p style="text-align: center;">達成は難しい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には2期計画の目標を継続 ・産業界からも目標値およびそれに向けた具体的な施策も示して欲しい

(3) 高等教育・大学教育改革

国立・私立を問わず全ての大学は生徒の学力の3要素¹²を多面的・総合的に評価できる入学者選抜を早期に導入すべきである。さらに、3つの方針¹³に基づく教学マネジメントの強化による教育の質の向上をめざし、価値のある教育機関であることを自ら示さなくてはならない。その上で、各大学はそれぞれの特色を活かした教育プログラムを提供し、より一層多様化・個性化を図っていくことが求められる。

そこで、学生の個性や能力を専門的に伸ばすための高等教育機関も、進路の多様化という観点とあわせて重要な位置づけであり、実践的な職業教育を行うため中教審において検討されてきた「専門職業人養成のための新たな高等教育機関（専門職大学等）」¹⁴の創設や、高等専門学校（高専）の拡充などは有効な手段といえる。

¹¹ 外国語の語学力を評価する国際的な指標。透明性が高く、わかりやすいとして主に欧米で広く使われている

¹² 1. 十分な知識・技能 2. それらを基盤にして答えがひとつに定まらない問題に自ら解を見出していく思考力・判断力・表現力等の能力 3. これらの基になる主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

¹³ 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）「入学者受け入れの方針」（アドミッション・ポリシー）

¹⁴ 社会・経済の変化に対応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直し機会の拡大に資するため、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関。大学体系の中に位置づけ、学位授与機関とする。2017年5月31日「学校教育法の一部を改正する法律」として公布、施行期日 2019年4月1日。

専門職大学は実社会のニーズを十分に踏まえたうえで設立し、産業界と連携した教育課程の開発・編成・実施を行うことが不可欠である。また、地方創生の観点からも、地域活性化を担う中核的人材を育成するために、地域の高等教育機関と地域企業との連携を強化すべきである。地域経済人によるカリキュラム開発、講義、また大学経営への参加などを進めるべきである。

経団連が実施している、产学連携で創設したカリキュラム¹⁵では、企業活動の現状やニーズを踏まえた教育を推進しており、これらの講座に参加して企業活動の実態を知る機会を得た学生は、社会への移行も円滑になっている。

基本的な考え方：Ⅱ－2に対する意見

(1) 双方向の留学生交流の推進

2014年に開始した官民協働の「トビタテ！留学 JAPAN」¹⁶が、日本全体で若者の海外留学の機運を醸成していることは評価できる。

他方、2013年に政府が閣議決定した日本人の海外留学者数の倍増目標¹⁷については、現状かなりの乖離があり、達成に向けた取り組みを一層、加速する必要がある【図表5】。その際、日本人の海外留学者数は、統計によって人数の相違【図表6】が見られ正確な評価が難しいため、統計を整備し、留学の目的ごと（海外体験のための短期留学、グローバル人材育成のための長期留学など）に目標を改めて設定することなども検討すべきである。

¹⁵ 企業と大学の連携事例【別添4】

¹⁶ 官民協働の生徒・学生の海外留学促進キャンペーン。多様なプログラムや様々な媒体を通じて留学の魅力や方法について情報発信。採用留学生は2017年3月現在2747名

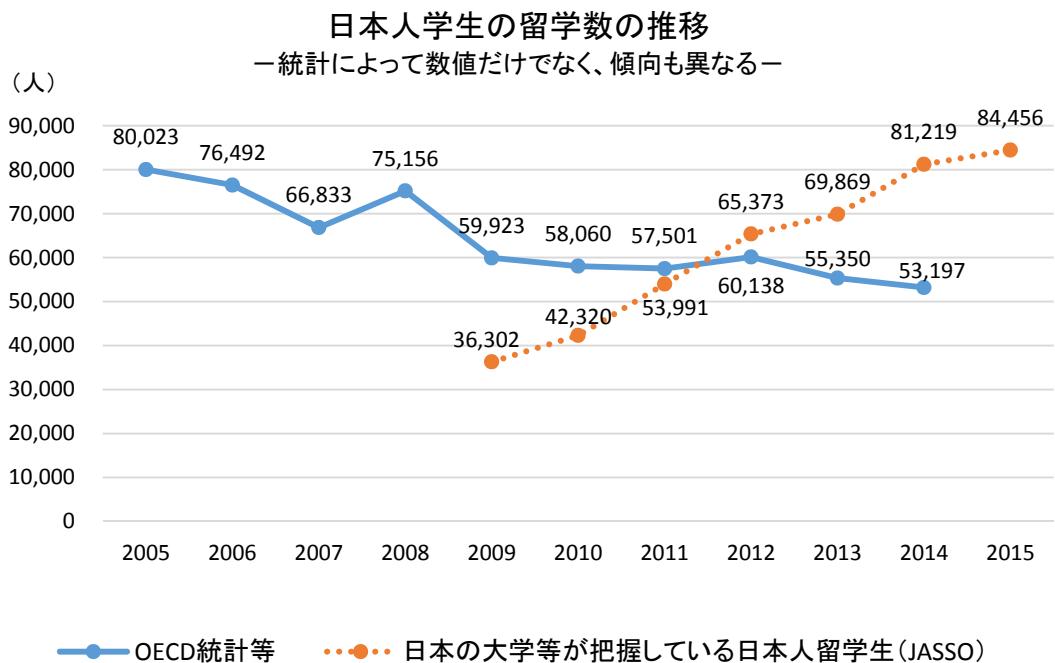
¹⁷ 2020年を目指す倍増（大学等：6万人から12万人、高校：3万人から6万人）

図表5：第2期計画の成果指標と達成状況

テーマ	第2期計画の成果指標 (抜粋)	達成状況／見込み	第3期計画に向けた文部科学省の現在の考え方
双方向の留学生推進	2020年までに 送り出し：大学生6万人から 12万人 、高校生3万人から 6万人	大学生：約8万4千人 (2015年) 達成は難しい	送り出しへ短期留学や長期留学、受入れでは高等教育機関（学部や大学院）や語学学校など、カテゴリー別に留学の目的や効果を検証する
	受入れ：15万人から 30万人	約24万人(2016年) 達成は難しい	

(出典) OECD (Education at a Glance)、IIE(Institute for International Education)
(独) 日本学生支援機構

図表6：日本人学生の留学状況



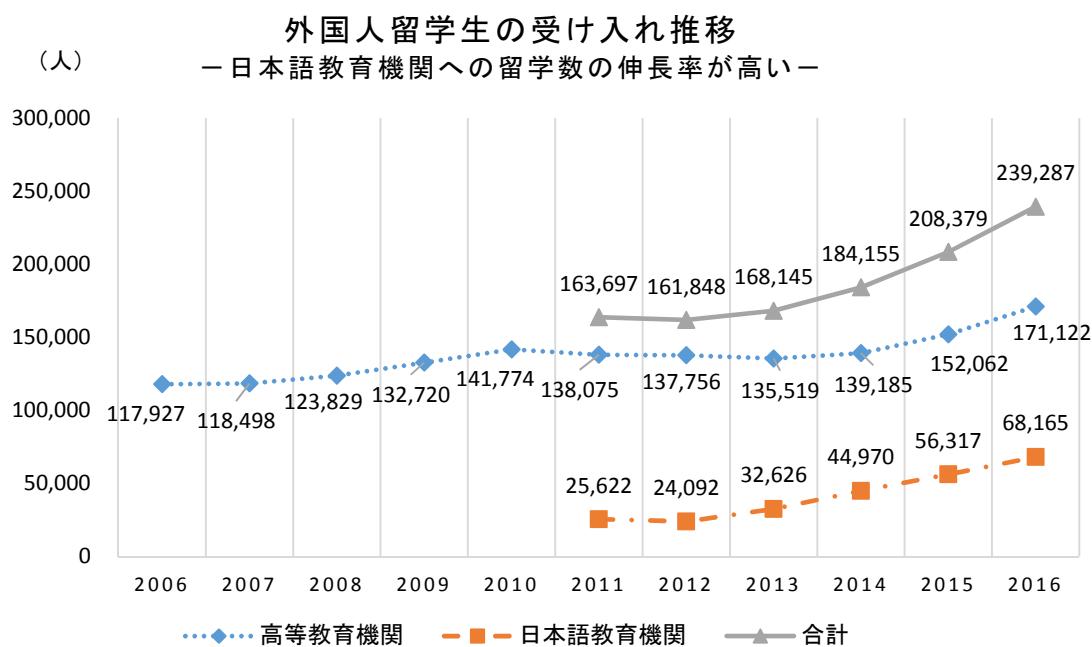
(出典) OECD (Education at a Glance)、IIE(Institute for International Education)
(独) 日本学生支援機構

外国人留学生についても、政府は、受け入れ人数を 2020 年までに倍増（15 万人を 30 万人）する目標を掲げており、数字上は増加傾向にある【図表 7】が、受け入れ教育機関による伸長率の差異が見受けられる。また、国別構成比

¹⁸を見ると、アジア地域からの留学生が大きな割合を占めている。今後は、より多様な国々からの留学生を戦略的に受け入れるため、受け入れ目的ごとに目標数や支援策等を検討すべきである。

また改訂日本再興戦略 2016 では、外国人留学生の日本国内での就職率を 3 割から 5 割に向上させるとの目標を掲げているが、現状、外国人留学生向けの求人が少ないといった根本的な問題のほか、日本独自の就職活動に対する理解不足などの理由 **【図表 8】**により、外国人留学生にとって日本企業への就職は非常に難しい状況となっている¹⁹。政府は在留資格変更手続きの簡素化や迅速化を推進するとともに、大学が留学生の就職に必要なスキル（ビジネス日本語等）に関するプログラムを拡充すべきである。また産業界も、大学や地方自治体等と連携して、インターンシップの機会を提供するなど、留学生が日本企業に就職することを積極的に支援することが求められる。

図表 7：外国人留学生の受け入れ状況

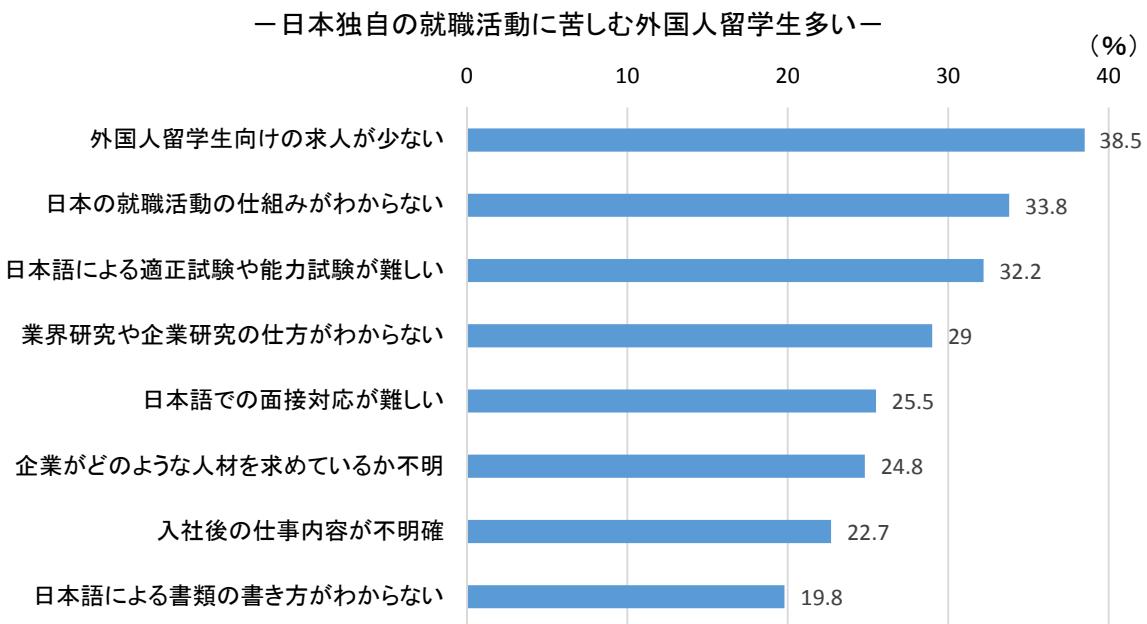


(出典) (独) 日本学生支援機構「外国人留学生在籍調査」等

¹⁸ 中国 41.2%・ベトナム 22.5%・ネパール 8.1%・韓国 6.5%・台湾 3.5% 他 (2016 年 5 月) (出典) (独) 日本学生支援機構「平成 28 年度外国人留学生在籍状況調査結果」

¹⁹ 2015 年度に大学（学部・院）を卒業・終了した者（25,505 人）のうち、国内に就職した者は 8,367 人（32.8%） (出典) (独) 日本学生支援機構「平成 27 年度外国人留学生進路状況・学位授与調査結果」

図表8：外国人留学生の日本企業就職に関するアンケート調査（複数回答可）



（出典）「外国人留学生の就職及び定着に関する調査結果」
2015年3月新日本有限責任監査法人（経済産業省委託事業）

（2）生徒の個性や特徴を活かす教育：国際バカロレア（IB）教育²⁰やスーパーグローバルハイスクール（SGH）²¹の推進

イノベーションを起こし、グローバルに活躍できる人材を育成する上で、生徒の個性や特徴を活かす、国際バカロレア（IB）教育やスーパーグローバルハイスクール（SGH）の教育は有効であり、さらに推進すべきである。

語学力のみでなく、コミュニケーション能力や異文化を受容する力、論理的思考力、課題発見力などを養成するIB教育は、次期学習指導要領に示された今後のわが国の教育方針との親和性がきわめて高い。現状では、日本におけるIB教育の認知度は低いため、IB教育のグローバル人材育成における有効性を、具体的な事例を交えて継続的に発信するなど、産官学が連携して普及活動に

²⁰ 国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラム。特色的カリキュラム、双方指向・協働型授業によりグローバル化に対応した素養・能力を育成。世界140カ国以上の国・地域で実施。高校レベルのディプロマ課程を修了すると国際的に通用する大学入学資格（IBディプロマ資格）が取得可能

²¹ 高等学校等において、グローバル・リーダー育成に資する教育を通して、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、もって、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的に2014年度から文部科学省が採択を開始。指定期間は5年間で、現在の指定校は123校（国立12校、公立73校、私立38校）

取り組む必要がある。産業界としても I B 教育について企業の人事担当者に周知し、企業の採用や人材活用において、I B 修了者を適切に評価することが求められる。

一方、SGHにおいて、国際化を進める国内の大学や企業、国際機関等と連携して、グローバルな課題を発見・解決し、国際舞台で活躍できる人材の育成にむけ、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備などに取り組んでいる。そのうえで各指定校が事業評価²²において、P D C A サイクルをまわしていることは産業界も評価しており、こうした取り組みは今後も継続すべきである。

より長期的な視野から I B 教育を日本に根付かせていくためには、国内における I B 教員の養成体制の充実や指導法の開発、大学入試における I B ディプロマ資格の活用を含め I B 修了者の日本の大学における受け入れ態勢の整備、I B 導入校への支援など、現在ある課題を一つ一つ取り除いていくことと、そのための政府による継続的な財政支援が求められる。政府は I B 教育をグローバル人材育成施策の一つとして明確に位置づけ、SGHなど他の施策との有機的な連携を図りながら推進していくべきである。

(3) 文理融合型教育による高度人材の育成

文理にまたがる学科の枠を超えた幅広いリベラルアーツを身につけた人材こそ、今後の産業構造や社会システムの変化に対応して、イノベーションを起こし、新たな価値を創造できる。こうした人材を育成する上で、大学教育の果たす役割は極めて重要である。

また大学院レベルでは、产学研官が協働で、俯瞰力、独創力、課題発見・解決能力を持つ人材の育成を進める文理融合型カリキュラム「博士課程リーディングプログラム²³」や、新たな知の創造と活用を主導する博士人材を育成する

²² 指定3年目に、2年目までの取組状況に関する中間評価、支援終了後に支援期間全体の実績に関する事後評価を実施する。また、毎年度の研究開発完了報告書における内容及び中間評価の結果等は、次年度以降の事業実施のあり方に反映することとしている。

²³ 产学研官の協力を得て、専門分野の枠を越えた博士課程前期・後期一貫したプログラムで、俯瞰力と独創力を備え、グローバルに活躍するリーダー人材を育成する大学を政府が認定して原則、7年間支援。

「卓越大学院²⁴」などが進められているが、こうした取り組みをさらに強化していくことが重要である。

基本的な考え方：Ⅱ－3に対する意見

(1) 生涯学習の推進

日本経済の持続的成長のためには、生涯学習の推進を通じて、国民一人ひとりの生産性を高めていくことが重要である。

そのためには、学んだことが社会から公正に評価されキャリアや次の学びに繋がっていくことに加え、再チャレンジを支援できる仕組みが求められる。具体的には、より成長が見込まれる分野など、ニーズに即した学習プログラムや職業訓練の整理・拡充が必要である。また、昨年5月の中教審答申²⁵で提案された「生涯学習プラットフォーム（仮称）」の実現を通じて、学習機会の提供、学習・活動履歴の記録・証明、学習者のネットワーク機能を、個人情報保護に十分留意しながら連携する仕組みの検討を加速化すべきである。

また、企業側も、従業員などの大学等における学び直しの成果を人事考課や配属などにおいて積極的に評価することが求められる。

基本的な考え方：Ⅱ－5に対する意見

(1) I C T環境の整備と情報活用能力の育成

A Lの視点にたった他者との対話や協働作業、深い思考に基づく主体的学習を実施するためにはI C Tを活用することが極めて有効である²⁶。また、I C Tを活用すれば、過疎化や少子高齢化が進む地域において、遠隔地間における児童・生徒の合同学習も可能となり、少人数学級でも生徒の多様性を確保できる。すなわち、教育の地域間格差のは正にもつながり、全国どの地域でも平等な教育機会を提供することが可能となる。

²⁴複数の大学、大学共同利用機関、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学等が組織的に連携して世界最高水準の教育力・研究力を具備した大学院教育プログラムを形成。2018年度より本格実施する予定。

²⁵ 中央教育審議会「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」(2016年5月)

²⁶ I C Tを効果的に活用したA Lの事例【別添5】

第2期計画で目標とされている水準²⁷に対し、2016年3月までの進展は挿捗しくない【図表9】。現在、第2期計画の再整理された目標²⁸が示されているが、第3期計画では、ICTを使って達成したい教育目的を明確にし、そのために必要な整備目標を改めて設定し、進捗管理をしていくことが重要である。中でも無線LANは、ICT教育を効果的に行うために必要不可欠であり、整備を加速すべきである。

さらに、改訂学習指導要領では、小学校でのプログラミング教育が2020年度から必修となるが、初等中等教育機関におけるネットワーク環境も含むICT環境の整備状況は、地方自治体によってかなりばらつきが生じている。地域によって受ける教育の質に著しい差が生じないよう、公教育を支える基盤であるICTのインフラ整備や、広く展開するためのモデル・ケース、導入や実践のステップの作成等は地方任せにせず、国が主導すべきである。そのために、地方自治体に対し、教育のICT化に関する地方財政措置を着実に活用するよう政府は改めて働きかけを強化すべきである。

またBYOD²⁹についても今後の導入に向けた検討を始める必要がある。

図表9

テーマ	第2期計画の成果指標 (抜粋)	達成状況／見込み	第3期計画に向けた文部科学省の現在の考え方
ICT 環境整備	PC 1台当たり 生徒 3.6人	PC 1台当たり 生徒 6.2人(2016/3) <u>達成は難しい</u>	電子黒板 (大型提示装置) + 学びのスタイルにより、 1人1台可動式PC
	無線LAN整備率 100%	26.1% (2016/3) <u>達成は非常に難しい</u>	+ 無線 LAN +
	教員の校務用PC整備率 100%	116.1% (2016/3) <u>目標を上回る達成</u>	個人フォルダ

文部科学省　学校における教育の情報化の実態等に関する調査－平成27年度結果概要

²⁷ ●教育用PC 1台当たりの児童生徒数3.6人　●電子黒板・実物投影機を1学級あたり1台　●超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%　●校務用コンピュータ教員1人1台　●教育用ソフトやICT支援員等の配置

²⁸ ●4クラスに1クラス分可動式教育用コンピュータを設置　●電子黒板を含む大型提示装置の普通教室の常設化　●超高速インターネットは、今後は100Mbps以上を標準とし、無線LANについては、高度な制御機能を備えた企業などの組織向けのアクセスポイントや学習系システムの活用が必要　●統合型校務支援システムの普及推進

²⁹ Bring Your Own Deviceの略。個人保有の携帯用機器を学校に持ち込み、それを授業で用いること

(2) 「新しい教育課題」に対応できる教員の養成・確保

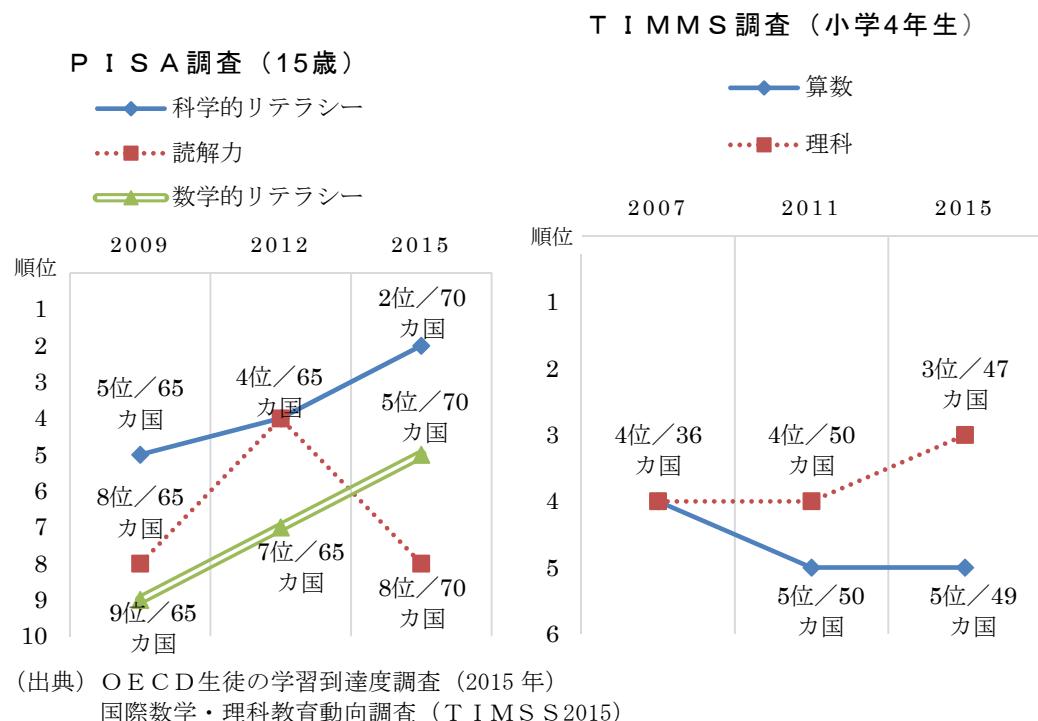
① 優秀な人材の確保

初等中等教育段階の日本の教員の指導力が総じて高いことは、OECDのPISA2015やTIMSS2015などの国際学力試験結果【図表10】で、日本生徒の成績は世界トップレベルに位置し続けていることや、「全国学力・学習状況調査」において下位県の成績が全国平均に近づくなど、学力の底上げが見られる事にも示されている。

さらに、働き方改革の推進を通じて、現職教員の長時間労働や休日出勤などの問題を解決するとともに、諸外国の事例³⁰なども参考に、教員への顕彰、研修制度の拡充、待遇改善などを通じて、今後も、優秀な人材が教職を目指すようになることが重要である。

図表10：PISA、TIMSS国際学力調査結果

—いずれの調査でも、直近10年間日本の生徒は総じて優秀な評価を得ている—



³⁰ シンガポールの事例【別添6】

② 新しい教育課題に対応できる教員養成のための諸改革

他方、現状、日本では「新しい教育課題」（英語教育、A L、I C Tを活用した教育）への対応に困難を感じる教員が多いという調査結果³¹もある。教育の「目標」は大きく変化し、知識・技能重視型教育から、A Lを通じて、主体的に自ら課題を設定し、解決する能力を伸長させる教育が求められている。それに伴い教員の役割も、知識を教えるだけでなく、生徒・学生の思考や学びの「ファシリテーター」を務める場面が多くなることを踏まえ、教員養成課程の改革を進めることが急務である³²。

（教員養成課程の改革）

新しい教育課題に対応できる教員を養成するため、教員養成課程では、新しい教育課題に対応した指導法を教授できる大学教員の確保、I C T環境の整備などの必要な投資を行う必要がある。その一環として、資源を拠点大学に集中させるため、教員養成大学も含め、統廃合による教員養成課程を持つ大学の規模の適正化を図ることや、専門性を持つ民間人講師による授業等を取り入れることなどが必要である。また、現職教員への研修の拡充も必要であり、例えば、学校以外での多様な経験を積んでもらうことで視野を広げるため、（一財）経済広報センターが実施しているような企業における教員研修³³などもさらに推進していく必要がある。

（外部人材の活用）

他方、教員が新たな教育・指導ニーズの全てに対応する必要はない。「チーム学校」を推進し、組織（学校）としての教育力を高めるという発想で、外部支援員（I C T支援員、理科支援員、外国語補助員、日本語支援員、スクール・カウンセラー、部活指導員等）の活用を進めるべきである。同時に、I C Tを活用した校務支援システムを導入し、教員の負担軽減を積極的に推進して、世界一多忙と言われる日本の教員³⁴が教育活動に専念できるようにすべきである。

³¹ 主体的な学びを引き出す自信を持つ教員の割合が日本は極端に低い（例）「生徒の批判的思考を促す」ことに自信を持つ教員の割合：日本：15.6%、データのある34カ国・地域の平均：80.3%（出典）OECD国際教員指導環境調査（TALIS2013）

³² （例）東京学芸大学次世代教育研究推進機構（N G E）プロジェクト【別添7】

³³ 小・中・高等学校などの教員を対象に夏休み期間中に実施。企業活動の考え方、企業の環境問題への取り組みなどについて講義だけでなく体験型プログラムなども設定。

2016年度は90社、1355名の教員が参加【別添4】

³⁴ 日本の教員の1週間当たりの勤務時間はデータのある34カ国・地域の中で最長の53.9時間（平均38.3時間）（出典）OECD国際教員指導環境調査（TALIS2013）

(教職員定数)

教職員人件費は、義務教育予算の9割となっており、政府教育支出の大きな部分を占める。教職員定数を決める際には、単に子供の人数やクラス数の減少に対応するのではなく、教育内容の変化による教員の役割や新たな指導ニーズ（発達障害、外国人児童・生徒、プログラミング教育、ＩＣＴを活用したＡＬ、理科実験、いじめ問題等）への対応の必要性、その費用対効果などをデータに基づき科学的に検証した上で、必要な人数を確保できるよう、「基礎定数」にどこまでの指導ニーズを組み入れるかも含め、教職員定数算定の考え方そのものを改めて検討することも必要である。その際、教員と外部支援員のバランスについては、エビデンスに基づき費用対効果を最大化する組み合わせを検証すべきである。外部人材の活用事例についてはイギリスなど諸外国の事例³⁵も参考にし、専門職員の職務内容や法令上の位置づけ、雇用の安定性の確保等についても検討すべきである。

3. 教育投資の必要性

基本的な考え方：Ⅱ－4、Ⅲに対する意見

(1) 教育格差の現状と格差への対応（教育のセーフティネットの整備）

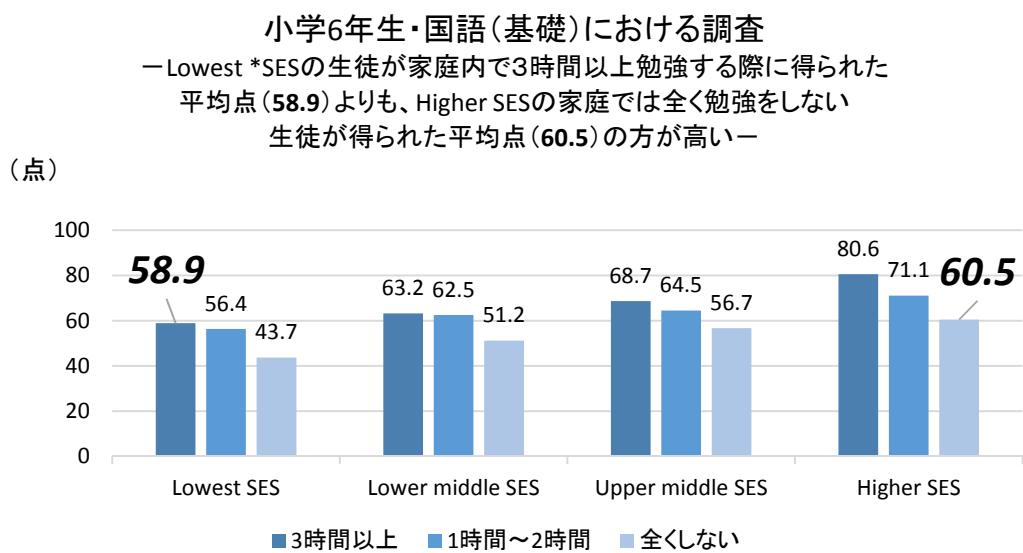
所得をはじめとした家庭の社会経済的背景と子供の学力には相関関係がある³⁶。お茶の水女子大学の調査では、学力に最も影響があるのは、家計所得や父・母の学歴といった家庭の社会経済的背景であり、子供の努力（学習時間）や学校の取り組みではないとの衝撃的な結果が示されている【図表11】。また、家計所得が高いほど、4年制大学への進学率が高いとのデータ【図表12】や、最終学歴により生涯賃金にも大きな格差が生じていることなどが示されている³⁷。

³⁵ イギリスの事例【別添8】

³⁶ 文部科学省委託 2013年度、2014年度お茶の水女子大学調査（代表：耳塚寛明教授）

³⁷ 男性の場合、高校卒よりも大学・大学院卒のほうが生涯賃金が約7,500万円高い
(独) 労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計2016」

図表 11：家庭の社会経済的背景と学力の相関

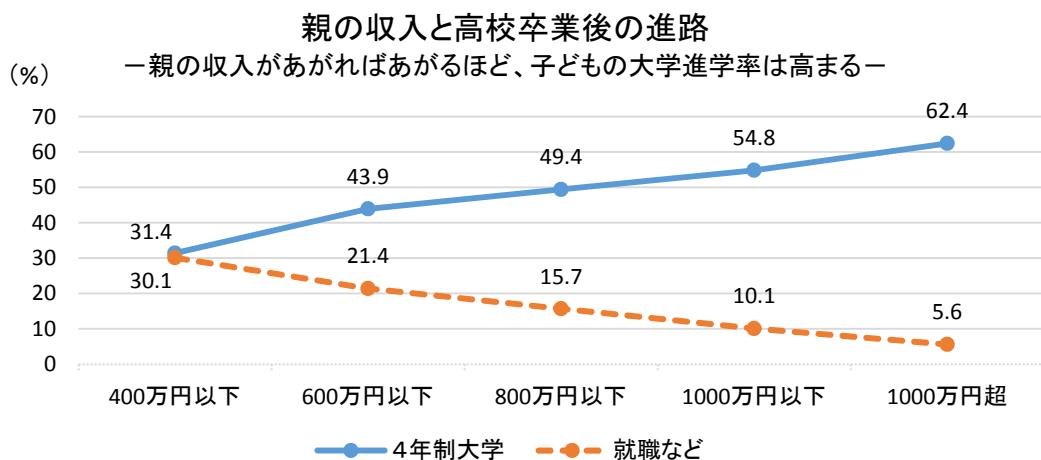


*SES (社会経済的背景)

保護者に対する調査結果から、家庭所得・父親学歴・母親学歴の三つの変数を合成した指標。当該指標を四等分し、値の低いグループから Lowest SES、Lower middle SES、Upper middle SES、Higher SES として分類する。

(出典) お茶の水女子大学による調査 (2013年度および2014年度文部省委託研究)

図表 12：家庭の経済状況と進学率の関係



(出典) 東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」(2007年9月)

他方、前述のお茶の水女子大学の調査結果によれば、同程度の社会経済的背景の児童生徒が通う学校と比較して、学力面で高い成果をあげている学校の取り組み³⁸は全国で共通しており、それらの取り組みを横展開させることは効果的である。

³⁸ 同程度の社会経済的背景の児童生徒が通学する学校で高い成果を挙げている事例

しかし、教育格差は、上記のような学校の努力による対処療法だけでは解決できず、より構造的な問題への対応が求められる。親の所得状況により教育の選択の自由が制限される状況は、機会の均等という観点からも望ましいことではない。文部科学省は、教育のセーフティネットを整備するため、給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充、授業料減免対象者の拡大などの施策を打ち出しているが、文部科学省の施策と厚生労働省など他の省庁の施策を緊密に連携させて、教育格差の解消に向けた政府の施策の効果を最大化すべきである。

また政府は、能力と意欲のあるすべての国民に質の高い教育を提供することが必要である。内外の各種調査³⁹により、その投資対効果が高いことが示されている就学前教育の無償化を迅速に進めるべきである。さらに居住地や所得にかかわらず高等教育へのアクセスが確保される制度の整備を進めるべきである。

(2) 教育投資の拡充の必要性

まずは、(1)で述べた教育格差への対応が急がれる。国際的にみてもわが国の公財政教育支出の対GDP比は低く【図表13-1】、OECD諸国平均を下回っており、特に高等教育においてはそれが顕著である。

在学者1人当たりの年間公財政教育支出は他のOECD加盟国と比較して平均を上回っている⁴⁰ものの、教育費の公私負担割合を比較すると、就学前教育と高等教育段階では公財政負担割合が他のOECD加盟国と比較してかなり低くなってしまい、家計への負担が重くなっている【図表13-2】。現下の少子化の原因の一つとして、こうした家計の教育費負担の重さが指摘されている。

2016年のG7倉敷教育大臣会合では、GDPの少なくとも4～6%を教育に支出すべきことを確認したことも踏まえ、わが国は教育への公的支出を拡充すべきである。未来を担う若者への教育財源に関わる本質的な課題に取り組まなければ、日本の国際競争力は劣後し、国力の弱体化につながりかねない。教育投資は

【別添9】

³⁹ (出典) James J. Heckman and Dimitriy V. Masterov (2007) 「The Productivity Argument for Investing in Young Children」

⁴⁰ 在学者1人当たり年間公財政教育支出 (2012年: 対国民1人当たりGDP比)
日本: 24.6% OECD平均: 22.4% (出典) Education at a Glance 2015

個人能力の伸長だけでなく、税収の増加や犯罪・失業給付の抑制など社会全体に幅広いメリットをもたらすとの調査もある【図表14】。

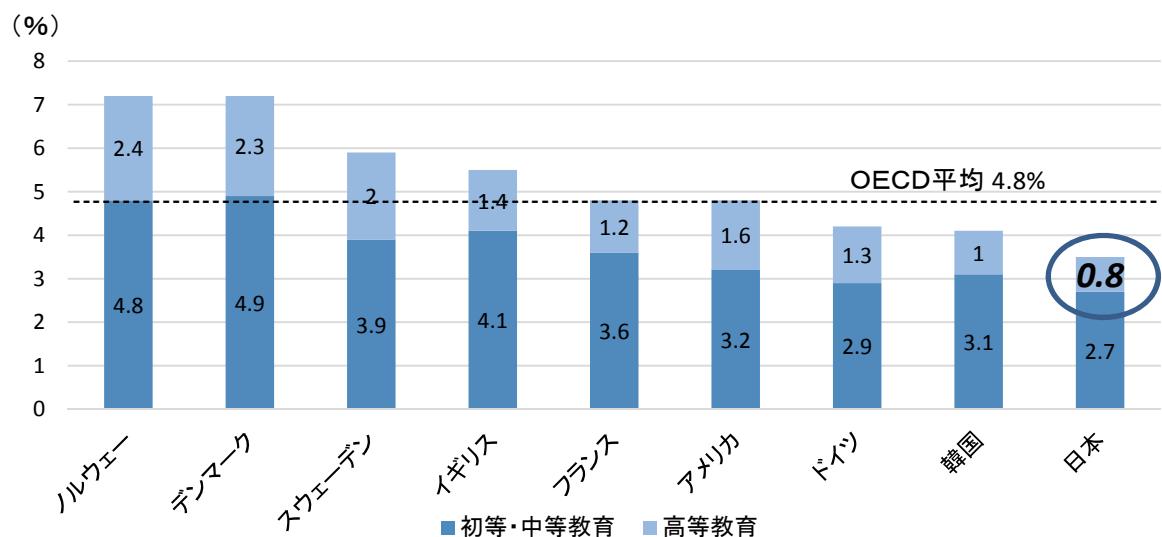
あわせて、教育現場の効率化等に資するインフラ整備も重要な視点である。企業でも人工知能やロボティクス等を活用することで効果的な労働環境の整備が加速している。そこでP.16でも述べたようにICTを活用した校務支援システムを積極的に導入するなど、投資効果も踏まえ、校務の効率化・適正化等に向けたインフラ投資を拡充させることが重要である。

図表13-1：教育支出の国別比較（対GDP比）

—日本の教育に対する公財政支出はOECD平均を下回り、

特に高等教育においては、データのある37か国中、最下位となっている—

*公財政教育支出の対GDP比（2013年）

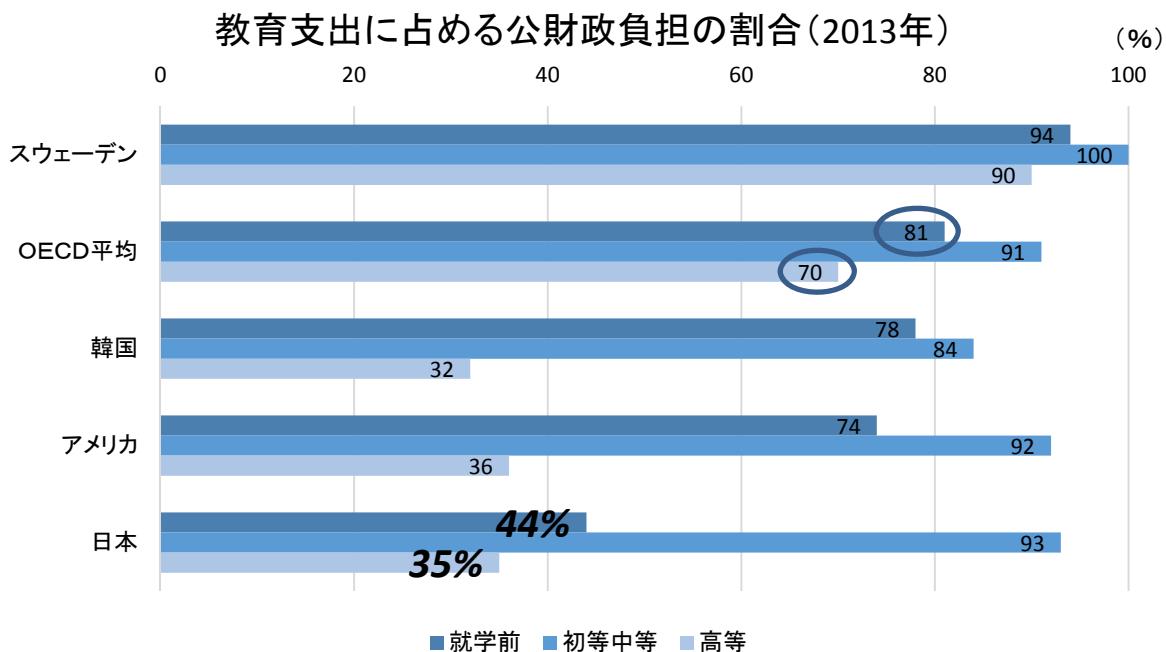


*公財政教育支出：機関補助と個人補助の合計

(出典) Education at a Glance 2016

図表 13－2：各学校段階での教育支出に占める公財政負担割合

—特に就学前及び高等教育段階では、OECD加盟国と比較して公財政負担割合が少ない—



(出典) Education at a Glance 2016

図表 14：高等教育の投資効果

—卒業生が納める税収が増加し、犯罪や失業給付が抑えられることで国の財政を支え、結果として1人当たりの公的投資額の2.4倍の効果がもたらされている—

費用=2,537,524 円
(学部・大学院在学期間中の公的投資額)

● 国立、公立および私立大学への公的教育投資額
=2,537,524 円

便益=6,084,468 円
(大学・大学院卒業者の公財政への貢献)

- ① 税収増加額+失業による逸失税収抑制額=6,074,363 円
- ② 失業給付抑制額=8,617 円
- ③ 犯罪費用抑制額=1,488 円

一人当たりの効果額=3,546,944 円 ⇒ 約 2.4 倍の効果

(出典) 国立教育政策所「教育の社会効果に関する研究」(2015年5月)

(3) 財源確保に向けた考え方

教育財源の確保を巡って、最近さまざまな提案（消費税の使途に追加、教育国債、こども保険等）がなされている【図表15】が、わが国の厳しい財政状況を踏まえれば、教育への投資を「未来への投資」と位置づけて、財源の使途を高齢者から子供、子育て世代にシフトしていくことなど、既存の歳出を見直すことが前提として求められる。そのうえで、必要とされる教育財源は、国民から広く薄く負担を求める税財源にすべきである。

財源を確保して教育投資を拡充するためには、教育投資の必要性に対する国民の理解を醸成する必要がある。データを収集し、教育政策の効果を専門的に検証する体制を整備することで、教育政策の効果を「見える化」する必要がある。但し、教育政策の効果を科学的に実証する調査研究は、効果が現れるまでには時間がかかるため、新規に実施するものに加えて、以前から全国規模で実施されている調査（全国学力・学習状況調査など）から得られる既存データについても、個人情報保護との関係を整理した上で、一般の研究者等に公開するなどして、有効活用すべきである。

限られた財源の中で国民の理解を得るために、就学前から高等教育に至る教育全般に関する公的支出のあり方について、包括的に見直していくことが必要である。歳入歳出の両面から国民を巻き込んだ総合的な検討を開始することが求められる。

図表15：教育財源確保に向けた提案

財源	提案主体	概要
消費税	教育再生実行会議 (第8次提言)	消費税見直しに際して、受益と負担のバランスのとれた社会保障制度を構築した上で、税収の使途を年金・医療・介護・少子化対策に加え、「教育」にも広げることを検討
教育国債	自民党「恒久的な教育財源確保に関する特命チーム」 (下村幹事長代行、馳前文部科学相等)	昨年11月公表の提言で検討が提案されている財源捻出策の一つで、無利子国債を想定
こども保険	自民党「2020年以降の経済財政構想小委員会」(小泉進次郎衆議院議員等)	「全世代型社会保険」の第一歩として、子どもが必要な保育・教育等を受けられないリスクを社会全体で支える「こども保険」を創設
社会保障と税の一体改革	経済同友会 「子どもの貧困・機会格差の根本的解決に向けて」(2017年3月30日)	大学を除く教育の無償化に必要な3兆円の財源は、消費増税分の教育目的化、「こども国債」の発行、ふるさと納税の地元出身の学生を対象とした奨学基金化など、社会保障と税の一体改革の中でしっかりと議論し、「高齢者からこどもへの予算の転換」を明確に打ち出し、所得再分配の構造変革を図る

<終わりに>

2018年度から始まる第3教育振興基本計画は、第2期計画の理念を引き継ぎつつ、2030年以降の経済・社会のあり方を見据えて、今後5年間の教育政策の方向性、および主な施策を示すものである。

「教育は未来への先行投資である」という認識の下、2030年代において、イノベーションを起こし日本経済の持続的な成長を担う人材、地域社会に貢献する人材、グローバルに活躍する人材など、次代の日本の経済社会を支える有為な人材の育成に向けて、経団連も、既に大学と連携して実施している産学連携のカリキュラムをこれ迄以上に強力に推進していきたい。

以上